

設備投資をするならば…

中小企業投資促進税制で

法人税・所得税を節約できます

どういう税制なの??

以下の金額以上の設備投資を行った場合に、**30%の特別償却** 又は **7%の税額控除**のいずれかの適用が認められます。

個人事業主又は資本金3,000万円以下の中小企業 → **30%の特別償却** or **7%の税額控除**
資本金3,000万円以上の中小企業 → **30%の特別償却**

対象となる設備

- ・取得価額が**70万円以上のソフトウェア**
例：労務管理・勤怠管理、在庫管理のソフトウェア等
- ・1台又は1基の取得価額が**160万円以上の業務用機器**
例：業務用冷蔵庫・製氷機などの調理機械、ボイラー、太陽光発電機等



左の例示を含め、優遇措置の対象として認められるかは個別に税務署が判定するためご注意ください。

※「他の資産と一体となって設備を形成し、当該設備の目的を果たすために、当該設備の一部としてその機能を果たすもの」として税務署に認められることが必要です。

誰でも使えるの? どんな業種でも使えるの??

以下のいずれかに該当する事業者の皆さんは、この税制を使えます。

- ・資本金1億円以下の法人
- ・従業員数1,000人以下の個人事業主
- ・生活衛生同業組合（出資組合に限る）

生活衛生関係営業の皆さんは全業種この税制が使えます。

社交飲食業（スナック・バー等）や料理業（料亭）の皆さんは、生活衛生同業組合の組合員の方しか使いません。

どれくらいお得なの??

70万円のソフトウェア又は機械設備を購入した場合の機械的な試算
（法人税率19%・所得税率20%と仮定）

30%特別償却を活用した場合 **約40,000円の税負担の軽減** （整備初年度）
7%の税額控除を活用した場合 **最大で約50,000円の税負担の軽減** （整備初年度）

※税額控除の場合、取得価額の7%と事業年度の法人税額の20%を比較して低い方の額が控除額となります。なお、上記の機械的な試算では税額控除の方が特別償却より軽減額が大きくなっていますが、個々の条件により逆になることもあるので、**詳しくは税務署・税理士等にご相談ください。**

このチラシをもって**税理士さん・最寄りの税務署に相談**してください!!

Q&A

Q 1 ▶ 電子計算機は中小企業投資促進税制の対象になりますか？

A 1 ▶ 対象になりません。平成29年度税制改正において、器具及び備品(一定の電子計算機、デジタル複合機、試験又は測定機器)は対象外になりました。これらの設備投資をお考えの際は、中小企業経営強化税制の活用をご検討ください。

Q 2 ▶ 設備取得の際に国又は地方公共団体から補助金を受けた場合でも、中小企業投資促進税制(租税特別措置法第10条の3、第42条の6)の対象となりますか？

A 2 ▶ 原則として対象になります。ただし、補助事業において、中小企業投資促進税制との併用を制限している場合がありますので、利用された補助事業の公募要領等をご確認ください。

Q 3 ▶ 中小企業投資促進税制では、どのようなソフトウェアが対象になりますか？

A 3 ▶ 一の取得価額が70万円以上の一定のソフトウェアが対象となります。ただし、複写して販売するための原本、開発研究の用に供されるソフトウェアは対象外となります。※個別に税務署が判断するためご注意ください。

Q 4 ▶ 中古資産やリース資産も適用できますか？対象外となる設備は？

A 4 ▶ 中小企業投資促進税制は、中古品の購入には適用できません。対象は新品のみです。

Q 5 ▶ 対象となる設備投資を行えば必ず適用が認められるのですか？

A 5 ▶ 「他の資産と一体となって設備を形成し、当該設備の目的を果たすために、当該設備の一部としてその機能を果たすもの」として認められるか個別に税務署が判断するのでご注意ください。

Q 6 ▶ 複数の事業を営んでいます。対象業種に属する事業はメインではないのですが、申請できますか？

A 6 ▶ 対象とされる業種が、自社の主たる事業でなくても申請・適用可能です。主たる事業と別に営む事業が対象業種であればいいとされています。また、複数の業種にまたがって使用する設備・ソフトウェアであっても、対象業種のいずれかで使用しているのであれば問題ありません。

Q 7 ▶ 稼働は購入年以降を想定。税制を活用して、設備・ソフトウェアを先に購入しておくことはできますか？

A 7 ▶ 中小企業投資促進税制は、該当事業年度中に稼働開始することが条件となっています。そのため、購入年度に稼働させない設備・ソフトウェアは対象外です。逆に、事業年度中に支払いが完了していなくても、稼働さえ開始していれば適用できます。